

**令和 2 年度災害拠点病院連絡会議・
宮城 DMAT 連絡協議会合同会議資料 (R3. 2. 2)**

大規模災害時医療救護活動マニュアルの改定について

東日本大震災以来初めて医療チームが活動して県内災害対応が行われた令和元年東日本台風を契機に、災害時の医療救護活動について関係機関が実施すべき基本的事項を定めた大規模災害時医療救護活動マニュアルの改定を検討するもの。

第 1 前回改訂以降の状況の変化を踏まえた改正

平成 25 年 3 月の改定以降、改正が行われていなかったことから、まずは前回改定以降の全国的な災害対応の知見を踏まえた改正を検討する必要がある。

(参考) 改正履歴 平成 11 年 1 月策定

平成 25 年 3 月全面改訂

要検証項目は次に掲げる厚生労働省の発出する通知内容から検討していく

1 病院における BCP の考え方に基づいた災害対策マニュアルについて (平成 25 年 9 月 4 日医政指発 0904 第 2 号)

⇒ 第 6 章 医療施設の活動及び第 11 章 平常時からの準備 に反映

反映概要：病院における BCP の考え方に基づいた災害対策マニュアルについて (平成 25 年 9 月 4 日医政指発 0904 第 2 号) を例示して記載。

2 災害拠点病院への傷病者受入れ体制の確保について (通知) (平成 26 年 10 月 15 日医政地発 1015 第 1 号) 及び災害拠点病院への傷病者受入れ体制の確保に関する調査結果について (平成 27 年 3 月 24 日医政地発 0324 第 2 号)

⇒ 第 11 章 平常時からの準備 に反映

反映概要：災害時において、救急車等の車両、徒歩来院患者及び病院職員の、病院へのアクセスに支障が生じるおそれがないか、消防機関、市区町村の防災部署等と連携しながら、ハザードマップも含めて確認を行い、アクセスに支障が生じると想定された場合には、その対応について事前に検討し、対策を講じておく必要がある旨を記載。

3 災害時のドクターヘリ運用体制構築に係わる指針 (平成 28 年 12 月 5 日医政地発 1205 第 1 号)

⇒ 第 4 章 DMAT の派遣要請と活動 に反映

反映概要：ヘリコプターでの搬送が必要となる場合は、「災害時のドクターヘリ運用体制構築に係わる指針 (平成 28 年 12 月 5 日医政地発 1205 第 1 号)」を参考にする旨記載。

5 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について（平成 29 年 7 月 5 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長ほか）

⇒ 全般 保健医療調整本部（宮城県の仮称 災害保健医療活動調整本部）として名称置き換え。ほか，設置要綱を作成。

6 災害拠点病院指定要件の一部改正及び医療機関の平時からの協定締結の必要性について（平成 30 年 9 月 5 日医政発 0905 第 8 号）及び災害拠点病院指定要件の一部改正について（令和元年 7 月 17 日医政発 0717 第 8 号）

⇒ 第 11 章 平時時からの準備 に反映

反映概要：食料，飲料水，医薬品，燃料等について，特定の業者が被災等で配送ができなくなる事態に備え，災害時に優先的に燃料等の供給を受けるため，平時から複数の業者等と協定を締結するとともに，平時から協定を締結した相手と，円滑な供給を受けるために必要な情報の共有等の関係構築を図ることが必要である旨記載。

7 「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について（平成 31 年 2 月 8 日医政地発 0208 第 2 号）

⇒ 主に第 1 章 組織・体制 に反映

反映概要：災害医療コーディネーターの活動内容を国活動要領の記載と統一
災害時小児周産期リエゾンについて追記

8 その他

⇒ 第 1 章 組織・体制 に反映

反映概要：医療救護班派遣調整本部⇒医療救護班活動調整本部に変更
日赤救護班活動調整本部について追記
DPAT について追記

第 2 令和元年東日本台風の影響等を踏まえた改正

令和元年 10 月に発災した令和元年東日本台風において種々の実務的課題が生じたことからマニュアルへの反映を検討する必要がある。

1 初動対応

(1) 情報受付窓口の整備

⇒第 1 章 組織・体制 及び第 2 章 情報収集と伝達 に反映

反映概要：組織を構築し情報窓口を設置でき次第，すみやかに関係機関へ周知する旨を記載

(2) 初動手順の明確化

⇒第1章 組織・体制 に反映

反映概要：県災害医療コーディネーター等の助言等を踏まえてDMAT調整本部の設置等の組織構築を行う旨等を記載。

(3) 代行入力体制の整備（県本部・保健所・災害拠点病院の役割分担）

⇒第2章 情報収集と伝達 に反映

反映概要：地域災害保健医療活動調整本部（仮）が行うこととし、行えない場合は県災害保健医療活動調整本部（仮）が指定した災害拠点病院が当該業務を代行して行うよう調整する旨記載。

(4) 本部体制（場所・資機材・意思決定方法）の整備

⇒マニュアルには現時点では反映せず、保健医療調整本部体制の検討と併せて検討

2 医療チームの派遣要請・参集

(1) 医療チームの要請手順や基準・方法の整備

第4章 DMATの派遣要請と活動 に反映

反映概要：活動の継続性や引き継ぎの負担、派遣元医療機関の勤務調整の負担等も考慮し、1日単位での小出しの要請を避け、なるべく3日間程度の単位での派遣を求める旨記載。

3 病院避難

(1) 病院避難の基準の検討

(2) 搬送車両の確保手順の検討

(3) 戻り搬送の取り扱い検討

⇒ 厚生労働科学研究費補助金 健康安全確保総合研究分野 地域医療基盤開発推進研究「地震、津波、洪水、土砂災害、噴火災害等の各災害に対応したBCP及び病院避難計画策定に関する研究」等の知見があるが、どのようにマニュアルに落とし込むべきか引き続き検討が必要

4 避難所アセスメント

(1) ラピッドアセスメントシートの運用ルール検討

(2) 関係機関との共有方法検討

⇒ 令和2年5月7日付け事務連絡「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて（情報提供）」において、いわゆる「ア

セメント疲れ」と、医療チームや災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）をはじめ被災状況を最初に把握する主体が確認し、そこで得られた情報を保健チームや福祉チームなど他の専門職チームと共有することで、被災者に対するアセスメントが反復、重複することが回避できることが指摘されるとともに、ラピッドアセスメントシートの活用についても助言されたところ。

一方で、「アセスメント調査票（ラピッドアセスメントシート）を活用した災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）については、現在、SIP 防災において開発が進められており、訓練や実災害における実証開発が実施されている」とされており、未だ一般に非公表のシステムとなっていることから、これら実証開発の進捗を踏まえてマニュアルへの反映を行いたい。

5 その他

（1）活動終了基準の検討

⇒第1章 組織・体制 第3章 医療救護所の設置 に反映

反映概要：本部や医療救護所の廃止については、医療チーム・医療救護所の活動状況や被災地の医療施設の復旧状況、自治体の意向等を踏まえて、総合的に判断する旨を記載

（2）引継ぎ方法の検討

⇒第4章 DMAT の派遣要請と活動 に反映

反映概要：DMAT 活動により得られた被災地域の医療に関する情報は、県災害保健医療調整本部（仮）又は所属する DMAT 活動拠点本部を通じて地域災害保健医療活動調整本部（仮）に集約し、DMAT 撤収後に活動する医療救護班の活動のために活用する旨を記載

第3 その他（参考資料への追加を検討）

1 各種トリアージ訓練を踏まえた宮城DMAT局地災害マニュアルの反映

⇒ 参考資料として挿入を検討中

2 保健医療調整本部設置要綱の反映

⇒ 検討中